

「企業価値担保登記規則案」に関する意見募集の結果について

法務省民事局商事課

令和8年1月14日から同年2月13日まで、「企業価値担保登記規則案」に関する意見の募集を行いましたところ、6件の御意見が寄せられました。

寄せられました御意見の概要及び法務省の考え方を、別紙のとおり取りまとめたので公表します。

なお、取りまとめの都合上、適宜整理させていただいております。

おって、この意見募集に係る省令案は、頂いた御意見等を踏まえて、「企業価値担保登記規則」として、令和8年4月3日（金）に公布されましたので、お知らせいたします。

御協力ありがとうございました。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	1. 意見の概要 本規則案は、事業性融資の推進等に関する法律の施行に伴い、企業の事業そのものを担保とする「企業価値担保権」の登記手続きを定める重要な規定である。本制度が、不動産担保や経営者保証に依存した従来の融資慣行を打破し、スタートアップの資金調達や事業承継、円滑なM&Aを促進するという立法趣旨には強く賛同する。しかし、その実務運用を定める本規則案、とりわけ商業登記簿への記録方法については、企業の信用不安を不当に招くレピュテーションリスクへの配慮が不足していると懸念される。登記は「取引の安全」のためにあるが、それが「取引の阻害要因」となっては本末転倒である。よって商業登記簿への記載事項の限定や、第三者への表示方法、およびD Xの観点から、以下の通り意見を申し述べる。 2. 商業登記簿における「企業価値担保権」の表示と信用保護について （1）規則案第1条および附則第4条に関する懸念 本規則案第1条および附則第4条（商業登記規則の一部改正）において、企業価値担保権に関する登記は、商業登記記録中の「企業価値担保権区」に記録することとされている。これにより誰でも閲覧可能な商業登記簿上に、当該企業が全事業を担保に供している事実が公示されることになる。これは取引先や金融機関に対し、企業の資金調達状況を透明化するメリットがある反面、日本の中小企業取引の現場においては、「全財産を担保に入れなければならないほど資金繰りが切迫している」という誤ったシグナルとして受け取られる危険性が極めて高い。特に、本制度は将来的なM&Aによる換価を想定しているが、登記簿を見た既存の仕入先や顧客が取引を縮小・停止すればM&Aに至る前に事業価値そのものが毀損してしまう。これでは「事業価値を高める」という法の目的が達成できない。 （2）具体的な修正・要望事項 したがって、商業登記簿の「企業価値担保権区」に記録する事項については、第三者対抗要件として不可欠な最小限の情報（担保権の存在、順位、管轄等）に限定すべきである。債務の具体的な内容、コベナント（誓約条項）の詳細、あるいは事業計画の機微に触れる情報などが、安易に登記簿上で公開されることのないよう、規則において記録事項の範囲を厳格に制限することを求める。また、可能であれば、この登記が経営危機を示すものではなく、「事業価値に基づいた積極的な資金調達」であることを示唆するような制度周知、あるいは登記上の付記などの工夫を運用面で検討されたい。 3. 「紙の登記済証」による経過措置とD Xへの逆行について （1）規則案附則第2条に関する懸念 附則第2条において、法務大臣の指定を受けていない登記所においては、オンライン申請における登記識別情報の通知に代わり、書面による「登記済証」を作成・交付するという経過措置が設けられている。本制度を利用する主たるプレイヤーは成長志向のスタートアップや、迅速な事業再編を目指す企業群であると想定される。このような先進的な制度のスタートにあたり、前時代的な「紙の権利証」の交付事務を残存させることは、手続の迅速性を損なうだけでなく申請人および登記官双方にとって無用な事務負担となる。 （2）具体的な修正・要望事項 令和8年5月の施行までに十分な期間があることから、原則として全ての登記所でシステム対応を完了させ、このような経過措置を極小化するよう体制整備を強く求める。「事業性融資のD X」を掲げる本制度において、その入口である登記実務がアナログであっては制度の利便性と普及に水を差す結果となりかねない。M&A等の局面ではスピードが命であり、物理的な書面の授受を伴う手続きは極力排除されるべきである。 4. 結び 企業価値担保権制度は、日本の金融実務と企業経営のあり方を一変させる可能性を秘めた社会的インパクトの大きい制度である。だからこそ、その公示のあり方は、企業のプライバシー保護と取引の安全のバランスを慎重に見極める必要がある。登記簿という「企業の履歴書」に新たな情報を書き加える本規則の制定にあたっては、形式的な記録事務の規定にとどまらず、実社会における経済活動への副作用を十分に考慮した、賢明な運用ルールを策定することを強く要望する。	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 なお、企業価値担保権に関する登記の登記事項は、事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）第223条において準用する不動産登記法（平成16年法律第123号）第59条に規定されています。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
2	企業価値担保権制度は、事業者が将来取得する財産を含む総財産を担保目的財産とする、包括的な担保制度を創設するものである。かかる制度のもと、企業価値担保権は事業者の商業登記簿に登録されることにより効力を生じ、当該登記をもって第三者に対抗できるものとされており、登記の果たす公示機能は、事業者を取り巻く利害関係人等にとって重要であると考えられる。基本的な方向性には概ね賛成であるが、以下のとおり意見を申し述べる。 1. 準用不動産登記規則第28条第10号の規定の読替えについて 【意見】 本規則案第13条において、企業価値担保権に関する登記の申請情報及びその添付情報の保存期間を準用不動産登記規則第28条第10号の規定の「受付の日から30年間」を読み替え「受付の日から10年間」と読み替えると提案されているが、不動産登記規則第28条第10号の規定どおり「受付の日から30年間」とすべきである。 【理由】 企業価値担保権は商業登記簿に記載される事項ではあるものの、企業価値担保権が10年を超えて存続する可能性があること、さらに企業価値担保権の権利の性質や当該担保権が設定されることの影響に鑑みると、保存期間は30年間が適切であると考ええる。 2. オンライン申請及びオンライン特例方式による申請方法の導入について 【意見】 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条に基づき、申請情報をオンラインにより送信し、書面を別送する方式（オンライン特例方式）を導入すべきである。 【理由】 本規則案では、不動産登記法第18条第1号・第2号による規定を準用しているところ、同条第1号にかかる規定のオンライン申請を可能とするためには同法附則第6条第1項にかかる規定の法務大臣の指定を受ける必要があるものと考えられる。不動産登記令附則第6条所定のいわゆるオンライン特例申請の導入も含め、制度趣旨などを踏まえ、より申請人の利便性に配慮した申請方法の導入を検討すべきであると考ええる。 3. その他 企業価値担保権の登記の有無は取引の安全に関わる一方、利用促進の観点から信用不安を惹起しないような公示上の配慮及び周知を要するところである。この点、かつての債権譲渡登記や企業担保権の公示の在り方も踏まえ、検討すべきであると考ええる。企業価値担保権を設定した会社は、担保目的財産について通常の事業活動の範囲を超える使用、収益及び処分をする際には、全ての企業価値担保権者の同意を要するという財産管理処分権限の制約を受ける（事業性融資の推進等に関する法律第20条第2項）。したがって、取引の安全を図る観点から、会社状態区（破産、特別清算、民事再生、会社更生等）と同様に、一部事項証明書や登記事項要約書に「企業価値担保権区」が記載されるよう商業登記規則第30条第2項及び第31条第2項の規律の見直しを検討すべきであると考ええる。 企業価値担保権の登記については法務局の法人登記部門で取扱うものと思われるが、不動産登記規則の原本還付に関する規定（不動産登記規則第55条第3項）が準用されているところ、運用上、不動産登記部門と法人登記部門において異なる取扱いがされている場合があると承知していることから、制度開始後、両部門の取扱いの差異等による混乱がないよう運用上の工夫を検討すべきであると考ええる。	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
3	賛成寄りです	本省令案への賛同意見として承ります。
4	1. オンライン申請における特例方式について 規則案の準用規定から不動産登記法第18条を準用していることから経過措置があるものの将来的にはオンライン申請も可能となり、また不動産登記法附則第6条第1項の法務大臣の指定も一定のタイミングでなされることが予定されている。現状の不動産登記や商業法人登記におけるオンライン申請の状況を考えるとフルオンラインによる申請には超えるべき難点があることから関係当事者の利便性を考えて現行不動産登記令附則第5条のいわゆる特例方式による申請も可能になるように、今後の制度設計を考えてほしい。 2. 公示に関して 債権譲渡登記や動産譲渡登記のように取引の安全を図りながらも秘匿情報の側面もある本制度に関して公示に一定の制限を設けるべきである。	頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。
5	1. 企業価値担保権が登記されていない者の登記事項証明書にも企業価値担保権区は表示されるのか。企業価値担保権が登記されていない場合であっても登記事項証明書に企業価値担保権区を表示するようにしたほうが、企業価値担保権の認知度の向上につながるのではないかと。 2. 企業価値担保権が登記された登記事項証明書の例のほか、企業価値担保権の登記申請書の記載例を早めに法務局ホームページ等でご公表いただきたい。 3. 登記のオンライン申請につき、経過措置が設けられているが、登記事項証明書のオンライン請求には影響がないとの理解でよいのか。 4. 企業価値担保権の設定状況は不動産登記には反映されない。 このため、事業性融資推進法施行後の不動産取引（売買等）において、買主等が不動産取引を安全に行おうとする場合には、売主等（法人）の登記事項証明書も確認して、企業価値担保権の設定状況を確認すること等が必要になると考えられるが、不動産取引の安全性をより高めるために、 ①宅地建物取引業者の宅地建物取引業法第35条第1項第1号の重要事項の説明において、当該不動産が企業価値担保権の目的物であることを明示するようにする ②国土交通省等が公表している「重要事項説明書（ひな型）」等の権利関係欄に企業価値担保権の設定状況等を記載する形にして、添付書類として所有者（法人）の登記事項証明書を追加する ③所有権移転における不動産登記において、企業価値担保権が付されている場合には企業価値担保権者の同意を得たことを証明する書面等を添付書類とする ―等の対応について、貴省をはじめとする関係省庁でご検討いただくことが必要ではないかと。	1. 登記されていない場合は、企業価値担保権区は表示されません。 2. 4. 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。 3. 御認識のとおりです。

	御意見の概要	御意見に対する考え方
6	1. 合併による消滅会社に企業価値担保権が設定されていた場合、その企業価値担保権は存続会社に移記されると理解してよいのか。 2. 合併による消滅会社および存続会社の双方に企業価値担保権が設定されており、合併に係る登記の申請書類に、「事業性融資の推進等に関する法律」第25条第5項の協定を証する書面が添付されていない場合は、消滅会社における企業価値担保権の設定の先後を基にした順位が、存続会社の登記簿に移記されることになるのか。 3. 不動産登記規則を準用することとされているが、企業価値担保権の抹消登記の申請を行う際は、登記識別情報または登記済証が必要になるのか。 4. 「事業性融資の推進等に関する法律」の施行日（2026年5月25日）時点で、システム対応が間に合わない等により、企業価値担保権に係る登記のオンライン申請ができない登記所が存在する可能性はあるか。また、存在する場合には、各登記所の施行日時点における指定状況は、いつ、どのようなかたちで周知される予定か。 5. 附則第4条に商業登記規則の一部改正に関する規定があるが、実際の商業謄本（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書）の形式やどのような表記がなされるかが分かるサンプルをご提供いただきたい。 6. 法務省として、金融機関に対し、企業価値担保登記を行う際の実務上の留意点について、周知する予定はあるか。	1. 3. 御認識のとおりです。 2. 事業性融資の推進等に関する法律第221条において、申請書に同法第25条第5項の協定を証する書面を添付しなければならないとされ、当該書面が添付されない場合は想定されません。 4. 登記所の指定は、告示してしなければならないとされているところ（事業性融資の推進等に関する法律附則第26条第1項において準用する不動産登記法附則第6条第2項）、告示をする場合には、法務省（法務局）ホームページでも周知します。 5. 6. 頂いた御意見については、今後の参考とさせていただきます。